

○大阪市住宅供給公社競争入札参加者心得

制 定 平成20年 8月 1日

最近改正 平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この心得は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する工事請負、物品調達及び業務委託等の一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）並びに指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項を定めることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、大阪市住宅供給公社契約規程（以下「規程」という。）その他関係法令、入札の手引、入札指名通知その他入札に関する通知事項、入札説明書等を遵守しなければならない。

(工事費内訳書及び配置予定技術者調書の提出等)

第3条 工事請負に係る入札参加者は、次の各号に掲げる場合においては、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）及び配置予定技術者調書を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札の公告文又は入札説明書に規定する場合
- (2) 公募型指名競争入札の公示文に規定する場合
- (3) 指名競争入札の入札指名通知事項に規定する場合

2 内訳書記載の工事費合計金額と入札書記載金額は、対応した金額でなければならない。

3 配置予定技術者調書に記載されている技術者を、監理技術者又は主任技術者として配置しなければならない。ただし、やむを得ず変更せざるを得ないと公社が認める場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、次の各号のいずれかに違反した場合において、公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けることがある。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはない。
- (2) 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 公社が行う入札に関する談合の情報等があった場合には、公社が求める事情聴取に応じ、かつ、誓約書を提出しなければならない。
- (5) 公社の求めに応じて積算書等その他公社が求める資料等を提出しなければならない。

- (6) 公社職員に不正要求をしてはならない。
 - (7) 公社職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適當と認められる言動を行ってはならない。
 - (8) 前各号のほか、この心得の事項を遵守しなければならない。
- (入札の無効)

第5条 規程その他関係法令、入札指名通知事項等及び入札の手引に定めるほか、第3条各項及び前条各号の規定に違反した入札は、無効とする。

(その他)

第6条 入札及び契約に際しては、公社職員の指示に従わなければならない。

附 則

この心得は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。